

○総務省令第八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十四の二及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十条第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月四日

総務大臣 鈴木 淳司

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第五十一条の四の二 法第百二条の十四の二の総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第五十一条の四の三 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第十條第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第五十一条の四の二 法第百二条の十四の二の総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>第五十一条の四の三 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第九條第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。